

～横浜市からのお知らせ～

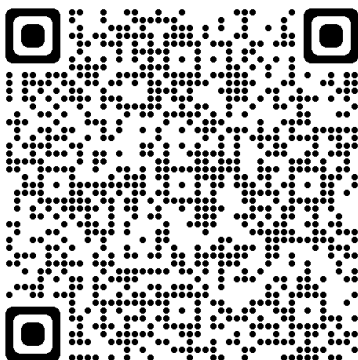
廃棄物の山を作らないために



※本市ホームページにも同内容を掲載していますので、御参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/totisyoyuusya.html>

※御不明な点等ございましたら、下記のお問合せ先まで御連絡ください。



お問合せ先

横浜市 資源循環局

事業系廃棄物対策課管理係

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10市庁舎23階

TEL:045-671-3446

FAX:045-663-0125

メールアドレス：sj-kensetu@city.yokohama.jp

1

背景

事業者が借りた土地に廃棄物を放置されてしまう事例があります。



【事例 1】



【事例 2】

廃棄物を放置した事業者が片付けることが不可能な場合、
土地所有者や土地管理者が最終的に廃棄物を
片付けることになる場合もあります。

2

危険なサイン

事業者に貸した土地にこのようなことがあったら、注意が必要です。

最近、急激に廃棄物が増えた

廃棄物を高く積み上げていて、崩れてきそう

廃棄物を置くなんて聞いてない！

資材置き場として貸したはずなのに廃棄物が置いてある

近隣から苦情が来るようになった

土地の賃貸借契約をする前の留意事項

★廃棄物を保管する意思の確認

土地の賃貸借契約をする際、廃棄物保管の有無を確認してください。

★保管量等に条件を付ける

廃棄物を保管する場合は保管量や高さ上限、廃棄場所の指定（種類・分別）等の条件をつけて、被害が最小限になるよう対策を講じてください。

土地の賃貸借契約をした後の留意事項

★定期的な見回り

廃棄物が不適正に保管されないよう、土地の見回り等の管理をお願いします。

★契約内容に沿った土地の使用の確認

契約内容と異なる事態を発見した場合（資材置場として契約しているにも関わらず廃棄物が保管されている等）は、契約内容の見直しや廃棄物の撤去要求等の措置を行うことが望ましいです。

★事業者へ確認

「急激に廃棄物が増えた」等の異変を発見した場合、事業者から事情を聴取し、廃棄物を撤去するよう要求することが望ましいです。

★面積300平方メートル以上の土地の賃貸借契約について

面積300平方メートル以上の土地について、廃棄物を保管する業者と賃貸借契約をしている場合は、事業者が横浜市に廃棄物を保管する旨の届出をしているか御確認ください。届出をしていない場合は、事業系廃棄物対策課まで御連絡ください。